



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アルゴグラフィックス  
代表者名 代表取締役会長執行役員 藤澤 義磨  
(コード：7595 東証第一部)  
問合せ先 執行役員管理統括部長 長谷部 邦雄  
(TEL. 03-5641-2037)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

会社法改正に伴う見直しであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 2 8 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の</u>規定により、<u>社外取締役との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 2 8 条 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 3 8 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の</u>規定により、<u>社外監査役との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 3 8 条 当社は、<u>監査役との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 18 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 18 日

以上